蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和3年3月8日(月)午前9時												
招集場所	蟹江町役場 3階 議事堂												
出席委員	委 員	長	吉	田	正	昭	副	委員	長	板	倉	浩	幸
	委	員	山	岸	美图	美利	委		員	水	野	智	見
	委	員	戸	谷	裕	治	委		員	飯	田	雅	広
	委	員	安	藤	洋	_							
欠席委員	な	し											
会議事件	町	長	横	江	淳	_	副	町	長	河	瀬	広	幸
説明のた	総務部	長	浅	野	幸	司	総	務課	長	戸	谷	政	司
め出席し	民生部	長	寺	西		孝	民次	生	部長	佐	藤	正	浩
た者	保険医課	療長	不	破	生	美	介課	護支	援長	後	藤	雅	幸
職務のため出席した者	議	長	安	藤	洋	_	議事	務局	会長	小	島	昌	己
	書	記	萩	野	み	代	主		任	大	竹	孝	平
付託事件	議案第	55 号	-	蟹江町 江町 電 ひ正に	銭員の	服務							
	議案第	6 5	<u> </u>	特別職用弁償	後の職	員で				_			- 1
	議案第	7 号	<u> </u>	蟹江町正につ	「の職	員の				-			
	議案第8号			蟹江町いて			€保	険 税	条例	別の	一部	改正	につ
	議案第	9 月	<u>コ</u> ,	蟹江町て	丁国民	上健身	€保	険条	:例の) —	部改	正に	つい
	議案第 議案第			蟹江町蟹江町 例の房	丁国民	上健身	保						

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうご ざいます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査の報告についての打ち合わせを行いたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は7件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお 願いします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願します。

それでは、議案第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会条例及び蟹江町職員の服務の宣誓 に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

2番、板倉です。

若干ちょっと聞きたいんですけれども、今回押印の廃止なんですけれども、そもそもとして国の押印の見直しによって取り組む結果でこの蟹江町でもやっていくということなんですけれども、何で今になって押印廃止がまず、そういう見直しが取り組まれたのか。まずその点最初に教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

おはようございます。

それでは、板倉議員のご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

今回、押印廃止の経緯に至ったというところでございますけれども、特にこちらのほうの押印廃止について進められたというところが、昨年の9月に管政権が発足して、行政改革・規制改革担当大臣に就任されました河野太郎氏が押印の原則廃止の方針を打ち出してというところがもともとのところかなと思っております。

昨年中に関係法令、告示がされまして、本年1月に招集されました通常国会関連で法案が 提出されているところでございます。

また、総務省から地方自治体に対しましても、国と同様に見直しを行うよう要請がございまして、愛知県においても法令等の押印が義務づけられているものなど、一部の手続を除き本年1月から押印廃止がされてございます。こうした状況を踏まえまして、蟹江町においても押印廃止を行うというところで方針が出て進めたというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

国の、名前を言っちゃうと河野太郎氏が突然言い出してそんなような動きになっていった、 大体その辺の状況は分かりました。

そこで蟹江町において条例改正してやらなきゃいけないのがこの1件ということで、あとは初日に聞いたように条例じゃないからということだったんですけれども、その下で何を今回、条例以外にもいろいろあると思うんです。規則で変えるとか押印廃止の方向。そこで、何を残して何をやめるのかという基準の辺がどうなのかなと思って、まずそこの基準に至る前に、今、総務のほうでまとめているのかな、その基準自体を、これを残してこれを廃止というのは、ちょっと僕も総務でやることなのかなと。総務でやるのは実務的に、こういうことをなくす、なくさないと決めるのが違う部署のような感じがちょっとして、その辺何かあったらというのと、今回この見直し、押印廃止に伴ってどのぐらいのものがあるのか、全体的に100なのか1,000なのか分からないんですけれども、どのぐらい関係してきますか。

○総務課長 戸谷政司君

まず、たくさんいただきましたので順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の押印廃止の対象となるのはどのような手続きかというところでございますけれども、今回につきましては、住民や事業者様の負担軽減や利便性を向上というところを主な目的とさせていただいております。基本的には町民や事業者から申請、届け出のうちに、今押印を求めているようなものに対して押印を廃止するというところが基本的な考え方でございます。

今回、そういう方向でやっておるところではございますけれども、ただ、法令上どうして も押印がないとまずいものとかいうものについては、今回の対象から外させていただくとい うようなところでございます。 あと、手続数でございますけれども、今回洗い出しを行いましたところ、対象になります 手続き、様式ですが、約1,100件ほどございます。そのうちの約9割、1,000件くらいが押印 廃止に向けて今動いておるというところでございます。

あと、ご質問でいただきました、なぜ今回総務課のほうで取りまとめをしておるかというところでございますけれども、今回早急にやらないといかんよというところがございますのと、あと、今回の改正につきましては、条例、規則、要綱等全て法規をいじると、なぶるというところがございますので、その観点から今回につきましては総務課のほうで取りまとめをさせていただいておるというところでございます。

今回見直しを行うところで、令和2年12月18日に内閣府が公表しました地方公共団体における押印見直しマニュアルというものがございますので、それにのっとって進めておるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

何で総務でまとめているのか、早急にやらないかんということみたいなんだけれども、部長でも副町長でもいいけれども、もうちょっと何か基本的な考え方を、これを残すという、 その辺がちょっといまいち理解ができないんですけれども。

○総務部長 浅野幸司君

改めまして、おはようございます。

先ほど総務課長が答弁させていただいたところ、多少補足答弁も含めてお答えをいたします。

まず、昨年9月に「管政権」が発足しということで答弁しましたけれども、これは「菅政権」でございます。大変申し訳ございませんでした。

それと、先ほどの板倉委員のご質問、趣旨は恐らくそういった町の方向性のところのご質問だと思いますけれども、本来、そもそも論で申し上げますと、行政改革・規制改革の担当の河野大臣のほうからいろいろ発出がございまして、行革の一環として各それぞれの自治体がずっと取り組んでくるというところの流れで来ておりますけれども、実情として私ども行革の推進に関しては、政策推進課という政策推進室の中に課がございまして、そちらのほうが行政改革の推進に関することということの事務分掌を今所管しておるところでございます。

本来ならばそちらのほうで、ある程度町の諸分野に関するいろいろな政策の立案とか、政策の提言とか、そういった主なシンクタンク、いわゆる頭脳集団として、そこである程度の方向性を町として示しながら、幅広いそういった分野の課題をいろいろ対象とした、調査・研究した結果、町の方向性はこちらだということを解決策等も含めて提示をして、その後事業課が動くというのが多分本来の、私の多少私見もございますけれども、そういうふうだと認識をしております。

しかしながら、先ほど総務課長が申し上げたところで、非常に今回タイトなスケジュールで進めないかんということがございまして、今ちょうど総務課の担当の職員、法規担当は、 毎晩深夜遅くまで、千何件の件数を1件1件確認しながら新旧対照表も作りながらの大変な作業を総務の担当のほうが今、一生懸命やっておるとことでございます。

いずれにしましても、町として早い段階で何事も取り組み、そして方針を示しながら進めないかんですけれども、今回こういう状況で、総務係のほうが今大変な仕事をしておる状況で進んでおり、この3月末までに全て要綱、規則等も整理させていただいて、4月から実施するというところの流れできておりますので、ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうですよね。僕も行政改革の一部だから政策でまずまとめて、それで実務的な業務を総 務でやるんかなと思っておったら、もう最初から総務がみんな一挙に抱えられたものでどう なのかなと思ってちょっと聞いたんです。

それで、首長がいないんでちょっと聞けないけれども、1,100件全体であって、ほとんど 9割が1,000件廃止ということなんですよね。これに伴って本当に莫大な資料の整理をして いくということで大変だと思います。最後なんだけれども、じゃ、その残りの100件はなく さなくていいものは具体的にどんなものがあるんですか。みんななくせるものじゃないのか な。

○総務部長 浅野幸司君

では、廃止が不可能というか難しい約100件くらいというところでございますけれども、 実際今、総務課長が答弁したように、国の法令等でしっかり根拠が示されておって、どうし てもこれは押印をしなければいけないもの、例えばいろいろ契約行為等もございますけれど も、実印でもってしっかり意思表示をしないかん契約とか、そういうのが多々ございますけ れども、そういった中のところの一部のところがどうしても法令上決められてなくすことが できないもの、今ちょうどそこら辺の最終的な精査をしておるというところでございます。 以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

国の基準があってそれに従っていくんだと思うんだけれども、実印制度は残るよね。実印制度は。その辺の部類、契約関係が特にそうだと思うんだけれども、実印関係、そういうものが大体100件ぐらいやはり残ってくるかなということなのかな。法令上の関係でどうしても取れないということみたいですけれども。ちょっとその辺を確認してどう判断しようかなと思いましたので、今回ちょっと聞かせていただきました。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

5番、戸谷です。

ちょっとお聞きしたいんですが、この職員の服務の宣誓に関する条例で、新旧というので 服務宣誓の、固く誓うとか、誓いますと、何が違うんですか。

○総務課長 戸谷政司君

今回条例改正をさせていただくときに、主なところは印を削るというところでございますけれども、こちらの文章につきましては、別に誓いますを固く誓いますというふうに改めさせていただいたんですけれども、印鑑をなくすというところでさらに強い意思をというところでこういうふうな形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

意味ないですね。言葉のこれをつけただけで全く意味ないですね。誓いますで別に、宣誓するというのと一緒のことだから。固く誓って、何か緩んでるの、それとも緩んだことあるということ、だから固くもう一度誓わないと駄目だということ。

○総務課長 戸谷政司君

特に緩んでおるとかそういうところではございませんけれども、今回印鑑を削除するにつきまして、文言をこのように整理させていただいたというところだけでございます。 以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

僕も目くじら立てるところじゃないと思うけれども、つまらん話だなと思っただけで、言 葉の遊びだけで、これは。本来誓いますだけでも別に問題なかったと思いますよ。

以上でございます。

○委員 安藤洋一君

13番、安藤です。

役場内でも押印がどんどん廃止されてきておるんでしょうけれども、押印のほうが処理が速かったなとかそういうことはないんですか。ぽんぽんはんこを押していったほうが速かったなとかということはないのかなというのと、それからあとはリモートで仕事をした場合はどういう、それはそれでそういう手段は既に確立されておるのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

今回押印の廃止につきましては、基本的には書面でお出しいただくものについて押印を、 今まであったものを押印をなしにするというようなところでございますので、手続き上時間 が急激に速くなるとかいうようなところではないかなというところは認識しております。

あとは、電子的なものについては、現在できるものも手続きございますけれども、基本的

には紙が主流というところで今、手続きを行っているような状況でございます。

○委員 安藤洋一君

速くなったんじゃなしに、逆にこれより面倒くさくなって遅くなったなとかという、そういうことはないのかなということをお聞きしたいのですが。

○総務課長 戸谷政司君

面倒くさくなるというところがあれなんですけれども、基本的には書類をお書きいただいてお出しいただくというようなところで、今までは記名押印というようなところを、今回署名というところなので、今まで例えばゴム印とかを押されておったところはお名前をお書きいただくというところには変わりますので、若干そのあたりでちょっとあるかもしれませんけれども、特に大きな影響はないというところで認識をしております。

以上でございます。

○総務部長 浅野幸司君

少し私のほうから補足答弁させていただきます。

今回、押印廃止という国からの全体的な流れといたしまして、一番今、これの今回改正に至る整備、規定等文言の今の戸谷議員のご質問等、文言の修正、訂正とかそこら辺も含めて整理をさせていただいておるんですけれども、今回どうしてそもそも押印廃止かということの国の流れとしまして、一番大本は、今まで記名をしてご署名してその上に捺印をいただくところで、認め印として、いわゆる三文判、三文判をどこでも買えるような印鑑を書面、行政文書に捺印をしていろいろな手続きを求めておったんですけれども、本来どこでも使えるようなそういった形だけの捺印ではどうかというのが、多分恐らく一番根本だと思います。それを先ほど総務課長が答弁しましたようにご署名だけでそれが全て通るような、いわゆる行政改革をも含めたところの簡潔化というところで流れとして今至っておるというところが一番大本でございます。

ですので、先ほどご説明したように、大事な契約行為とかそういった一部のところはやは りしっかりとした内容確認の上に、実印等のしっかりとした印鑑で捺印をするというところ が一部残るというところでございますのでご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員 安藤洋一君

役場の庁舎内での書類、例えば部長決裁だとか町長決裁だとか、そういう場合今までだと 多分印鑑でやっておったと思うんですけれども、その辺の処理がどうなるのかなというのが 知りたいんです。例えば、それがなくなってサインだよとなると、いちいち書かなきゃいか んので、その辺が知りたい。

○総務課長 戸谷政司君

すみません、答弁があれだった。役場内のそういった事務につきましては、当面押印の廃

止というところではなくて、現状どおり進めさせていただくというところでございます。 以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会条例及 び蟹江町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしま した。

議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

1件だけ、今回の一部改正なんだけれども、報酬等は変わっていませんよね。見ると何が変わったのという感じなんです。年額のところをちょんちょんをちょっと違うふうにしたり。 これはそもそもの目的は何なんですか。ちょっとその辺だけを教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございました、今回この一覧の表の見直しというところで提案させていただいた経緯でございますけれども、こちらにつきましては、報酬等については基本変わってございません。何回も改正をしたことによりまして、点々の位置とかその辺りが大変見にくくなってまいりましたので、今回見やすくするために新たに一度整理をさせていただいたというところで、今回このような形で提示をさせていただいたというところでございます。

2年ぐらい前にもこちらのほうの条例改正させていただいて、別表の一部を削除したとかいう経緯がございましたので、大変見にくいという声が上がりましたので、こちらのほう今回こうやって見やすく整理をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第7号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

戸谷でございます。

この中で、一番最後のページ、1回につき500円、この1回につきという1回とはどういうのを指すんやろ。

○総務課長 戸谷政司君

こちらの500円につきましては、1回出動するごとに500円を支給するというような形でございます。1日にこういうコロナの関係の感染患者の搬送とかに当たった場合は、2回されれば1,000円というようなところで整理をさせていただいたものでございます。

○委員 飯田雅広君

8番、飯田です。

1回500円ということなんですけれども、この500円というのはどういった根拠から出てきている数字なんでしょうか。

○総務課長 戸谷政司君

今回このように500円にさせていただいたというところの経緯でございますけれども、こちらにつきましては、各自治体で定め方がそれぞれ違います。蟹江町は出動1回につき500

円というところで整理をさせていただいておるところでございますけれども、国のほうの人事院規則の一部改正がございまして、こちらのほうでは1日当たり1,000円支給というところもございます。町につきましては1日1,000円、1,500円とするよりも、1回当たり500円でというところで整理をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

分かりました。

それで、危険手当みたいなものだと思うんですけれども、今回この新型コロナウイルス感染症に限定ということですけれども、何か例えば今までも感染力の強い感染症とかがあったときは、これはついていないんですよね。何て言えばいいのでしょうかね。新型コロナウイルス感染症だけじゃなくて、また次も何か違うものがはやるかもしれないですし、こういった世界が簡単につながっている時代になってくると、新しいウイルスが出て、それがすぐ広がっていくということもあるので、特に感染力の強い感染症というものではなくて、新型コロナウイルス感染症だけに限定したというところは、そういうのは何か理由があるんですか。

○総務課長 戸谷政司君

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今回特殊勤務手当の特例に関する人事院規則 の一部改正を受けまして、基本的には第19条といたしまして新型コロナウイルス感染に特化 したというところで付け加えさせていただいておるところでございます。

今後ちょっとどういうような状況になるかなというところは見通せないところはございますけれども、取りあえず今回の条例改正については、コロナの関係で感染している方の搬送についてはこのようにさせていただくというところで整理したものでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

これ新型コロナウイルスだけじゃなしに、今度国のほうが改正されて感染症というのはもうちょっと大きくなってきていると思うんです。ですからいいんだけれども、作業というのは大体これあれでしょう、防御服の着脱とかそういうことの面倒くささとかそういうことで1回1回出すのかな。危険手当という考え方じゃないんじゃない。危険手当だったらまた違う出し方をするよね。そういう作業手当じゃないの、これ。

○総務課長 戸谷政司君

今回のこの条例につきましては、コロナの感染の方々と接触して作業を行う場合、町でいいますと救急搬送の消防職員の救急搬送が対象だけになってまいります。こちらの業務につきましては、やはりコロナウイルスの感染している方には、委員おっしゃられましたように防護服を着て緊張感の高い作業になることから、このように対応させていただくというものでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

他によろしいですか。

(なしの声あり)

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおりに決することにご異議ありませ んか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一 部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

本日、板倉委員よりご請求いただきました議案第8号補足資料を配信添付をさせていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今、部長のほうから私から請求した補足資料を見ているんですけれども、大体これで分かるんですけれども、ちょっと補足で説明を、できればお願いをしたいのですが。

○保険医療課長 不破生美君

おはようございます。保険医療課長です。よろしくお願いたします。

では、補足資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目ですけれども、今回の条例改正は税制改正に伴うものでございます。その税制改正がまず1ページ目ですけれども、保険税の算定に関してどういった影響を与えるかというところが記載してございます。そちらにつきましては、給与所得控除及び公的年金等の控除額が一律10万円引き下げられ、その代わり基礎控除額が10万円引き上げられることとなりました。こちらに記載してございますのが、それを図に表した表となってございます。給与所得と公的年金等につきましては10万円ずつ控除額が下がるんですけれども、基礎控

除が上がるということで、プラスマイナスゼロという形になります。真ん中のフリーランス

等の方の収入につきましては、控除額については変更はございませんので、ただし基礎控除額のみが10万円上がるという形になってございます。そこに最終的に基礎控除額を引いたところで税率をかけますので、そちらで国保税が確定するという形になります。

下のほうに記載してございますけれども、給与収入、公的年金収入の場合には税額に影響はございませんが、事業収入の場合につきましては、基礎控除額の増額のみが適用されるため所得割額は減額となります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

2ページ目はモデルケースとして3パターンの軽減についてどうなるかなということで記載をさせていただきました。1番目が給与所得のみの方、2番目が給与所得と年金所得のある方、3番目がフリーランスの方という形になってございます。

①と②につきましては、ともにモデルケースとして100万円と70万円という形でつけてあるんですけれども、2番目については給与収入が100万円で公的年金が110万円、そして、お2人目の方が70万円という形でつけてありますけれども、こちらの方につきましては、ともに軽減判定については控除額が10万円下がる代わりに基礎控除額が上がりますので、プラスマイナスで軽減判定も変わりがないよという形になってまいります。

3番目のフリーランスの方につきましては、同じ営業所得が100万円であった場合も、より軽減判定がかかりやすくなるという形になりますので、現行2割軽減だった方につきましても5割軽減になる可能性が大きくなりますので、こちらのフリーランスの方については優位な条例改正ではないかと思っております。

以上、簡単ですがよろしくお願いいたします。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

今の説明でいくと、特に事業主の事業収入のみ、フリーランスも含むと思うんですけれども、の方は結局基礎控除が10万円上がって、判定の基準額で2割軽減の方が5割軽減になる可能性も出てくるよということなんですよね。そうなってくると、事業収入の場合、所得割は減額となりますので、1ページ目の下のほうに書いてあるんですけれども、そういう意味で減額になるんですけれども、そうすると所得割が減りますよね、この方たち。実質蟹江町の国保に対しての所得割が減るからこの人たちはいいんだけれども、影響額は実際どのぐらいあるか見込んでいるんですか。

○保険医療課長 不破生美君

所得割額だけではなくて、今回の軽減判定のものに関しまして全て含めまして、厚生労働省のほうでは大体お1人当たり800円減収になるであろうということで試算が出されております。それを蟹江町の被保険者数に当てはめますと、大体560万円から600万円ぐらいの減収になろうということを試算をしてございます。

減算分につきましては、軽減判定のほうで減算になる分につきましては、これは国のほうの補助がございますので、こちらについては減算があったとしてもいいかなと思っておるんですけれども、所得割のほうがちょっと減る分につきましては、若干こちらのほうが痛いなというようには思っておりますけれども。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

全体で560から600万円くらい、そのうち軽減判定については国が面倒見てくれるということで、あと、蟹江町で実質影響があるのは所得割の減額ということなんですけれども、それで大体どのぐらい蟹江町で、本当に影響があるかというのが分からないと思うんです。国の基準で大体1人800円。所得割の軽減、これからどんどん所得割が増えてきますよね、多分。資産税を下げながら所得割を増やしていく、その方向で全体的な保険料を調整しているんだと思うんですけれども、影響が実際本当にどこまで影響してきて100万、200万円で済むぐらいならいいと思うんだけれども、実質もっと大きい影響、特にフリーランスもそうですし、ひょっとして所得が下がる、今回コロナの関係とかで所得割が若干下がる恐れも懸念されると思うんですけれども、そういうことを見込んで国が全額的にその辺は補てんするとかしてくれれば一番いいと思うんだけれども、その辺の考えはどう思っているんですか。

○保険医療課長 不破生美君

板倉委員のおっしゃるとおりで、国のほうが見てくれると本当はありがたいなというのが、こちらの保険者としても考えておるところでございます。ただ、今のところそちらの今回の税制改正による所得割の減算についての補てんはないという形は聞いておりますので、実際来年度どうなるかな、税収のほうがどうなるかなというところはございますけれども、そこら辺のほうをよく見極めながら、今後の財政運営のほうを務めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

それで、どのぐらい見ていくということで、次、国保税の見直しのときにその分下がった 分だけ調整して、所得割もうちょっと上げておけばいいやというふうにならないように、分 かるでしょう、何百万減ったからもうちょっと上げておこうよということにならないように してほしいと思います。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

ちょっと簡単なご質問ですけれども、所得割の件で、事業者がどんどん増えていくときは いいけれども、減っていくと、疲弊していくと所得割も何もあったもんじゃないよね。そう いう状況に少しずつなってきているんじゃないかなという、この町が。昔のように自営業者 とか多いわけじゃないから。もうそこら辺もちょっと加味していかなあかんね、本当に、という意見です。

- ○委員長 吉田正昭君 意見でよろしいですか。
- ○委員 戸谷裕治君 結構ですよ。
- ○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正 について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第9号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようなので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正に

ついて」は原案のとおり決いたしました。

議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。 民生部長。

〇民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。 質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

2番、板倉です。

全協のときにも大分聞いて納得しているわけじゃないけれども、今回基準額が5,500円から5,700円ということで200円の引き上げなんですけれども、12月議会でも確認しながら5,700円ということになったんですけれども、実質準備基金の繰り入れをしてなるべく上昇を抑えてくださいということで、ここに全協のときの資料でも1億円入れました。そこでその1億円がないと6,000円弱になってしまうと。500円ぐらい上がっちゃう可能性が出てくるということで、何とか1億円入れて5,700円。あと、施設の待機者をやって、その辺でも負担が増えてくるということはあるんですけれども、実質、じゃ、どうして1億円にしたのという、決算で2億8,800万円ぐらいあって現時点で3億5,000万円あるよと。じゃ、2億円弱ぐらいにすれば引き上げしなくてもよかったよね。そこだけ基金があって、もう少し入れて今のこのコロナの下で引き上げって本当に多分みんな苦しくなると思うんです。何とか今回のこの8期はほかの自治体でも据え置きという自治体もあるんですけれども、その辺をもうちょっと頑張ってできなかったのかなと。

結局6期から7期のときも引き上げて、ずっと引き上げてきている中で、じゃ、推移も確かに推移的には被保険者も増えながら要支援、要介護の認定も増えて、保険給付も増えていくということは推移しているんですけれども、それで、その中でずっとその辺は推移が上がっていく傾向で引き上げるんだけれども、なぜか基金増やしていけるんですよ。それで、繰越金も毎年ちゃんと出ているし、その辺が推移が上がっているのになぜかお金が余るとは言いませんけれども、基金が増やせる。それということは、今後この8期としても実際にどうなのかなということを、それだけをちょっと確認させてください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

今、ご質問にございました介護給付費が伸びていく中で基金の積み立てが比較的潤沢にあるということでございますけれども、第7期の介護保険事業計画の中で見込んでおった計画が、実際の伸びと比べまして、実際のほうが緩やかな伸びであったということもございまし

て、従来は基金の積み立てが比較的できたということでございますけれども、今度第8期に 関しましては従来からの説明のように地域密着型の介護保険設備なども建設していく関係上、 従来以上に大きな支出というのが見込まれています。

今回1億円の基金の取り崩しということでございまして、その1億円という基金の取り崩し、または今後の活用についてでございますけれども、まず基金の基本的な積み立て、幾らが適正かというのはなかなか基準があってないようなものでございますけれども、まず私が考える基本的な基金の適正額というのが、年間の給付費の1カ月相当持ちこたえられるかどうかというものが、まず一つの目安ではないかなというのが基本的な考えで持っております。そうしますと、給付費の年間の実績額が21億、22億円という金額でございますので、およそ2億円あるかどうかぐらいというのが、まず保有すべき最低限の金額ではないかなというふうに私は考えております。

そういたしますと、今回の1億円の取り崩し及び次期第9期の介護保険事業計画におきましても、もし基金の取り崩しがなければ今回第7期、8期におきまして基金の取り崩しがない場合、月額の基準額で500円の増額がございます。そうしますと、来期におきましてはもし基金の取り崩しがない場合ですと、同様に500円以上の上昇が見込まれる中、次期においても基金の取り崩しをいくらかしていかなければならないということを踏まえますと、やはり今回全額を投入していくよりも、ある程度残し、次期の計画の中にいくらか投入していくことが適切ではないかなというふうな、基本的な考え方でおりますので、確かにコロナ禍における据え置きということも大切なことだとは思っておりますけれども、より今後、4年後、5年後というふうに長期の計画を見据えた中では、今回の1億円の取り崩しの中で介護保険事業を安定的に運営していくことが重要ではないかという結論で今回の算定に照らしていただいております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

その辺で今後の見込み、地域密着型の施設、やはり待機者も多い中でそれは本当にいいことで、それがもとに保険給付もやはり増えるのはその辺は分かります。

じゃ、実際に蟹江町の介護保険料はそんなに、愛知県の中でも高いほうなんです。それで、54市町村ある中で9番目の順位であるし、町だけで考えたら1番高いんです。何で蟹江町がここまで高いのか。それだけ要支援、要介護の認定者が多いのか、蟹江町が。また、保険給付についても多いのかなと、その辺はどう考えているんですか。じゃ、多かったら多いで何か対策を取らなければ、介護予防のほうでも積極的にやっているんだけれども、ちょっとその辺がどうなのかなと。突出して5,500円の段階でもそうでしたし、同じほかの町だけでいっても何でここまで高いのかなと。部長でもいいし、どちらでも。

○介護支援課長 後藤雅幸君

今のご指摘にございましたように、確かに蟹江町、愛知県下の町の中でいえば一番高い部類にございます。個別の他の市町村との比較をしておりませんので、その要因というものは推測の域を越えませんが、やはり蟹江町、立地的にも名古屋市にも隣接していることも一つの要因かと。これは介護保険施設等の充実しておるために比較的介護サービスが利用しやすいということも一つの要因ではないかなと思われますけれども、ただ、ちょっとこれは推測の域を越えませんが、介護認定を受けた方が介護サービスを使うなという方向にはちょっと振りたくないものですから、今後介護サービスを抑制するためにはやはり介護予防事業、こちらを充実させた上で、いかに介護保険のサービスを利用しないように持って行くかということが、今後の重要な施策であるというふうに考えております。

ちょっと実績等を踏まえまして、なるべく今後伸びないようにという施策に今後考えてい きたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

〇民生部長 寺西 孝君

板倉委員からいろいろとご質問いただきありがとうございます。

私どもも今、西之森のところに地域密着型の29人定員の特別養護老人ホーム加えまして、 認知症対応型のグループホームを併設する形で受け皿をしっかり準備させていただきたいと いうふうに思っております。

先ほど来基金の投入についてご質問をいただいて、私たちも本当に悩んだところでございます。介護支援課長からも答弁ありましたけれども、介護給付費の伸びが見込まれるなかで、やはり1カ月分、もしくは1割程度の基金は今後も保持させていただきたいというふうに思っております。不測の事態に備えるというのが基金の設置目的でございますので、まずそこはある程度の基準をしっかり定めて、基金のほう保持させていただきつつ、投入もしっかりやらせていただくように随時進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

こうやって指摘したんだけれども、課長の答弁の中でほかの自治体と比較していないと言いましたよね。やはりほかの自治体でどういうふうにやっているのか、何でここまで抑制できているのか、それは施設の数とか、飛島みたいに施設を造りすぎてあんな高い値段になっちゃったというのがあるんだけれども、やはり比較しながら、努力しているかもしれないじゃないですか。また一般会計からお金を入れている可能性もあるし、その辺よく注視してちょっと調べてもらうことも大事なのかなと思います。

○委員 戸谷裕治君

これからの15年ぐらいは介護は絶対伸びていきますから金額的に、人口比率で考えても。 だから僕は基金というのは大事だと、常にそういうのは持っていないと。ただ、基金を積 み立てるための政策はいかんけれども。つい持っていたいからという発想になって、それを やっていっちゃうと皆さんに少しずつ値上げをしていくというようなことは駄目なもので、 バランスを考えていただいて。

これからの15年、20年というのはすごく大変な、そして、介護予防といってもなかなかできることが難しいでしょう。それをどういう具合にこなしていくのか、難しい時代に入ってきていますので頭痛いと思いますけれども、先ほどもおっしゃったように基金を目標にするんじゃなしに、うまく運用していただくように。ですけれども、その時代のことも考えられて取れるときに取っておこうという発想はいかんからね。今年のようなコロナ禍でこういうことだったら1年延ばそうかとか、そういう発想があってもよかったような気がしますね。以上です。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

2番、板倉です。

議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。今回、この条例の一部改正については保険料の算定の見直しであります。当町において第7期から第8期、基準額の5,500円が5,700円ということになります。それで、推移で保険給付も増えて介護サービスを利用している人も増える中で、実際にその5,700円が本当に妥当だったのかというところに疑問があります。基金も1億円を投入してやっておりますが、この今のコロナ禍の第8期の下で据え置いたほうが、もしくは引き下げの方向を考えなければならなかったのではないかと思いますので、よってこの議案に反対をいたします。

○委員長 吉田正昭君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

4番、新風水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この一部改正案は、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるなどの必要があるため定められたものであります。

高齢者や要支援、要介護認定者が今後増加し続けることが見込まれており、介護サービス

などを利用することによって、要支援、要介護者やその家族など、介護者の負担軽減を図る ことは大変重要なことであります。将来の介護保険制度の安定化を見据えながら、急激な負 担増の抑制などの点にも十分配慮されることを強く要望し、賛成いたします。

○委員長 吉田正昭君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第10号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(替成者举手)

挙手多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

ちょこっとだけ確認させてください。

この国民健康保険の出産資金の貸付事業なんですけれども、平成13年4月1日からできたんですよね。それで、ちょっと確認、僕もしたかったのが、その前は全く何もそういう制度が国保についてはなかったのかという確認と、実際にこの制度ができて条例ができて、貸し付けの事業がどれだけ利用されたのかということをまず確認させてください。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらの制度が平成13年にできまして、それ以前につきましては、国保につきまして、こ ういった貸付制度というのはございませんでした。

利用実績ですけれども、平成18年度に1件、28万円の貸し付けの利用がございました。制度、開始以来その1件だけの実績となってございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

制度をつくったけれども結局1件だけだったということですよね。

今後やはりほかの自治体でも、ほとんどの自治体がもうなくしているみたいなんですけれ

ども、そんな1件だからこの際こんな制度があっても多分利用者もいない、直接今はもう払 う形になったから、この制度はもうなくしてもいいんじゃないかということで間違いないで すか。ちょっとその辺だけお願いします。

○保険医療課長 不破生美君

委員のおっしゃるとおりでございますけれども、お一人でも利用される方があれば、利用希望があれば残させてはいただく、お一人だからといって切るものではない、制度を廃止するものではないですのであれなんですけれども、やはりおっしゃられましたように、今は直接医療機関のほうへ出産育児一時金の42万円をお支払いさせていただいて、それで出産費を賄うだとか、あとこの貸付金の想定といたしましては、出産時だけではなくて平成13年度当時ですと健診にかかる費用につきましても自己負担というのがございますので、保険がきかないですので、それは毎回自己負担、毎月1回なりしなくちゃいけないものですから、そちらに使いたいよといった場合にもこの貸し付けの事業は使えるんですけれども、今うちの健康推進課のほうで、年に12回、健診につきましても補助という形で出させていただいておりますのであまり高額な負担なしに産むまで、それから産むときも自己負担があまりかからないような形の他制度の活用が、十分それで賄えるということで判断させていただいて、今回の廃止のほうをさせていただくこととなりました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

確かに1件でもあれば今後も要望があれば残していくんだと思うんだけれども、そういうことで、今課長のほうからあったように、確かに出産以外に結構お金かかるんですよね。健診で。それも当初、前だとこの制度ができた頃だと健診はなかったのかな。それが今言ったように12回で健診するのにお金もかからなくなって、出産費用としても直接42万円病院に払って、そういうことでやはり出産、子どもを育てる、これからもお金がかかって、出産のときにもお金がかかるというのはよくないし、そういうことで実際に貸し付けもやむを得ないのかなと、なくしても、と思います。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉 田 正 昭